

「認知症対応型共同生活介護」事業をお考えの方へ

1 定員

共同生活住居が1以上3以下（サテライト型にあつては1又は2）
 共同生活住居の入居定員・・・5人以上9人以下 } 最大27人

2 人員に関する配置基準

職種	資格要件	配置基準
代表者	認知症高齢者の介護（特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者又は訪問介護員等）に従事した経験を有する又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有し、「認知症対応型サービス事業開設者研修」を修了している者	
管理者	認知症高齢者の介護（特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者又は訪問介護員等）に従事した経験を3年以上有し、「①実践者研修、②認知症対応型サービス事業管理者研修（実践者研修を修了していることが必須要件）」の両方の研修を修了している者	共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の者1人 （管理上支障がない場合は、事業所内の他の職務、同一敷地内にある他の事業所・施設等との兼務可能） （管理上支障がない場合は、同一事業所の他の共同生活住居との兼務も可能）
計画作成担当者	保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験のある者で、認知症介護実践者研修を修了している者 計画作成担当者のうち1人以上は介護支援専門員の資格を有する者であること	共同生活住居ごとに専らその職務に従事する者1人。 （利用者の処遇に支障がない場合は事業所内の他の職務との兼務可能）
介護従業者	なし	1人以上は常勤 <u>夜間及び深夜の時間帯以外</u> 常勤換算方法で、共同生活住居ごとに利用者数3人又はその端数を増すごとに1以上 <u>夜間及び深夜の時間帯</u> 共同生活住居ごとに夜間及び深夜勤務1人以上 （入居者の処遇に支障がない場合は、併設されている他の共同生活住居との兼務可）

計画作成担当者・介護従業者は、併設される小規模多機能型居宅介護事業所または看護小規模多機能型居宅介護事業所との兼務可能（双方の事業所の人員基準を満たす場合に限り。）

また、同一の事業所において介護予防と一体的に運営される場合については、上記の人員の基準を満たすことにより、両事業所において基準を満たすとみなすことができます。

3 設備に関する基準及び配慮事項

設備	基準	配慮事項
立地	<ul style="list-style-type: none"> 住宅地の中又は住宅地と同程度に家族や地域住民との交流の機会が確保される地域の中にあること 	
居室	<ul style="list-style-type: none"> 個室であること 1室の面積は7.43㎡(4.5畳)以上 ※ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は2人部屋も可 生活の場であることを基本に、収納設備は別途確保するなど、利用者の私物等も置くことができるよう十分な広さを有するものであること 廊下、居間等につながる出入口があり、他の居室と明確に区分されていること 	<ul style="list-style-type: none"> 居室面積については実有効面積であること ナースコール等通報装置が設置されていること 宿泊室の鍵については、緊急時には外から開錠できるようになっていること 扉や窓には徘徊防止・転落防止の対策をとること
居間及び食堂 (同一の場所でも可)	<ul style="list-style-type: none"> それぞれの機能が独立していることが望ましい 利用者及び介護従業者が一堂に会するのに十分な広さであること 	
台所		<ul style="list-style-type: none"> 利用者とスタッフが協働できる広さがあること 火気使用部分是不燃対策がされていること 食器や調理器具の消毒・洗浄・保管に関し衛生上の配慮を行うこと 調理済食品の保冷・保温の設備を設け、適温適時の提供を行うよう配慮すること 食品の保管についても衛生面に配慮すること 包丁・刃物類の安全な管理をすること 洗剤や科学薬品などの誤飲予防対策をとること
浴室		<ul style="list-style-type: none"> 脱衣室と浴室は、廊下等から直接見えないように配慮すること 手すり等を設置し、利用者の利便・安全に配慮し、介助浴が行える広さを確保すること ナースコール等通報装置が設置されていること 扉の設置などプライバシーの配慮が必要であるが、緊急時には外から開錠できるようになっていること 石けんや洗剤などの誤飲予防対策を行うこと
便所		<ul style="list-style-type: none"> 介助を要する者の使用に適した構造・設備とすること(車いすや歩行器等でも使用可能な広さを確保すること。また、スタッフが介助しやすいスペースも確保すること)

		<ul style="list-style-type: none"> ・利用者数に応じて複数箇所の設置が望ましい ・ナースコール等通報装置が設置されていること ・扉の設置などプライバシーの配慮が必要であるが、緊急時には外から開錠できるようになっていること ・石けんや洗剤などの誤飲予防対策を行うこと
消火設備、非常通報装置及び非常口・避難設備	消防法その他の法令等に規定された設備を確実に設置すること	<ul style="list-style-type: none"> ・非常口の鍵はスタッフのみが解錠できるものにする等、徘徊予防対策をとること ・外部避難階段は夜間も安全に昇降できるものにする ・避難場所までの通路は安全に通行できる状態とすること（2方向の避難路の確保）

4 その他設備に関する配慮事項

構造	<ul style="list-style-type: none"> ・他の社会福祉施設等と併設して設置する場合には、独立した出入り口を設けること ・段差の解消、手すりの設置、スロープの設置など、高齢者の利用に配慮した設備構造とすること ・日光（採光）・通風（適温保持）に配慮した設備構造とすること ・災害等非常時の避難経路及び体制を確保すること （建物が建築基準法に適合し、消防法等の基準にも適合すること） ＊新築の場合は、建築基準法適合・建築確認申請の検査済証（工事完了検査時に交付される）が必要 ＊消防法等の基準に適合・防火対象物使用開始届出書（所轄消防署において交付される）が必要 ＊災害等非常時の避難経路（最低2方向）を確保すること ・車いす、歩行器等の通行に支障のない幅員を確保すること ・居間や食堂、浴室、台所、便所等については、同一階に設置すること（エレベータの設置により利用者の移動に支障がないと認められる場合を除く）
玄関(出入口)	<ul style="list-style-type: none"> ・徘徊防止の対策をとること
衛生管理	<ul style="list-style-type: none"> ・感染性胃腸炎を含めた感染症対策として、使い捨てのビニール手袋・マスクを着用し、また消毒作業手順等について保健所の助言・指導を求め、密接な連携を確保すること
設備等に関する使用権原の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・土地、建物等については、原則自己所有物件であることが望ましいが、所有権以外による場合は、事業を安定的に運営できるよう適切な権限取得（例えば賃貸借契約の締結）が行われていることが確認できるものに限る
床材	<ul style="list-style-type: none"> ・床材は滑りにくく、転倒しても怪我をしにくい材質にすること
水回り	<ul style="list-style-type: none"> ・洗面台は自動水栓、レバー式など的高齢者が使いやすいものにする ・衛生面を考慮して共用タオルを使用しないこと ・やけど等の事故防止に注意した仕様とすること ・洗面台のオーバーフロー等の対策をとること ・入居者も利用しやすいレイアウトと高さにする（洗濯機、乾燥機の配置） ・洗剤等は施錠できる場所に保管すること
事務スペース	<ul style="list-style-type: none"> ・事務スペースは設備備品を配置できる広さを確保すること ・ケースファイル等の個人情報、施錠できるものに保管すること